

# 『償却資産申告書』の 受け付けが始まります

市は、償却資産申告書の受け付けを市内5会場、平成21年1月5日(月)から2月2日(月)まで行います。平成21年1月1日現在で、市内に償却資産を所有している人は、受け付け会場と日時を確認の上、忘れずに申告してください。

## 申告方法

平成21年1月1日現在で資産を所有している人は、償却資産の名称、取得価格、耐用年数などを申告してください。

初めて申告する場合は、全資産を申告してください。

これまで申告をしていた場合は、前年度までの申告に基づいた種類別明細書(市税務課から送付されているもの)で、資産内容を確認の上、増減について申告してください。

なお、異動がない場合も申告が必要です。※個人の方で前年度の課税標準額が少額の場合、申告書の提出と送付を省略しますが、資産が増加、減少した場合は申告が必要となりますのでご注意ください。

## 提出書類

申告書などは12月10日に  
発送しました。

- ① 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)
- ② 種類別明細書 (増加資産、全資産用)
- ③ 種類別明細書 (減少資産用)

## 償却資産の耐用年数が変わりました

平成20年度の税制改正により「減価償却資産の耐用年数に関する省令」が改正され、機械・装置を中心に、資産区分の見直しと耐用年数に変更されました。

改正後の耐用年数は、平成21年度に申告するすべての償却資産に適用されます。

資産の増減がない場合でも、前年度までの申告に基づいた種類別明細書に記載されている耐用年数を確認の上、変更がある場合は、種類別明細書に変更後の耐用年数を記載して申告してください。

なお、変更後の耐用年数へは、自動更新されませんので、必ず確認の上、申告してください。

## 償却資産とは

固定資産税の償却資産とは、工場や商店などの事業を行っている会社または個人が所有し、事業のために用いることができる機械、器具、備品などの有形固定資産のことをいいます。

## 申告期間

1月5日～2月2日

問い合わせ  
市税務課資産税係  
(内線144～147)

## ◆申告(受け付け)会場と日程

会場	日程	受付時間
市役所税務課 <<第1庁舎1階>>	1月5日(月) ～2月2日(月)	8時30分 ～17時30分
釜石東部漁業協同組合箱崎本所 (箱崎・箱崎白浜)	1月8日(木)	13時30分～16時
釜石湾漁業協同組合白浜浦支所 (尾崎白浜)	1月9日(金)	13時30分～16時
唐丹公民館 (唐丹)	1月13日(火)	13時30分～16時
橋野ふれあいセンター (栗林・橋野)	1月14日(水)	13時30分～16時

左記日程で、『給与等支払報告書』の提出も受け付けます。

問い合わせ  
市税務課市民税係  
(内線141・142)